

### 3.2 社会的状況

#### 3.2.1 人口及び産業の状況

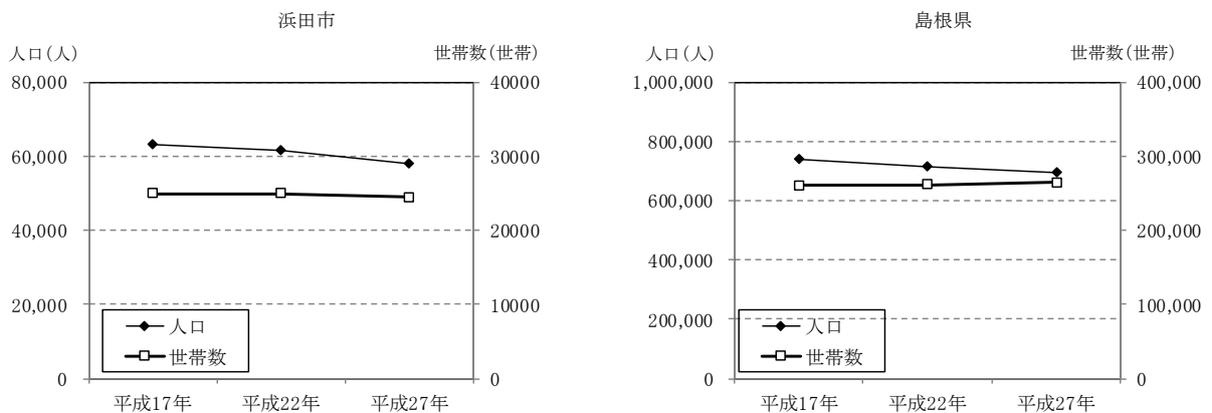
##### 1. 人口の状況

浜田市及び島根県の人口及び世帯数の推移は第3.2-1表及び第3.2-1図のとおりである。

第3.2-1表 人口及び世帯数の推移

区分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総数	男	女	
浜田市	平成17年	63,046	29,991	33,055	25,023
	平成22年	61,713	30,266	31,447	24,972
	平成27年	58,105	28,600	29,505	24,498
島根県	平成17年	742,223	353,703	388,520	260,864
	平成22年	717,397	342,991	374,406	262,219
	平成27年	694,352	333,112	361,240	265,008

〔「平成17年、22年、27年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕



〔「平成17年、22年、27年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

第3.2-1図 人口及び世帯数の推移

## 2. 産業の状況

浜田市及び島根県の産業別就業者数は第3.2-2表のとおりである。平成27年10月1日現在の産業別就業者数の割合は、浜田市は第三次産業の占める割合が高い。

第3.2-2表 産業別就業者数（平成27年10月1日現在）

（単位：人、斜字：％）

産業	浜田市	島根県
第一次産業	2,013 (7.1)	26,608 (7.8)
農 業	1,604	22,227
林 業	138	1,543
漁 業	271	2,838
第二次産業	5,830 (20.6)	77,033 (22.5)
鉱業、採石業、砂利採取業	24	306
建 設 業	2,519	30,998
製 造 業	3,287	45,729
第三次産業	20,046 (70.9)	230,774 (67.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	286	2,444
情報通信業	181	3,433
運輸業・郵便業	1,354	12,443
卸売・小売業	4,284	50,777
金融・保険業	546	7,076
不動産業、物品賃貸業	312	3,518
学術研究、専門・技術サービス業	681	8,906
宿泊業・飲食サービス業	1,437	18,042
生活関連サービス業、娯楽業	1,099	10,840
教育、学習支援業	1,418	17,651
医療、福祉	4,665	54,465
複合サービス事業	475	5,437
サービス業（他に分類されないもの）	1,593	19,875
公 務	1,715	15,867
分類不能の産業	368 (1.3)	8,579 (2.5)
総 数	28,257	342,994

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。  
2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔平成27年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

## (1) 農業

浜田市及び島根県の主要な農作物作付（栽培）経営体数は第 3.2-3 表のとおりである。

平成 27 年における主要な農作物作付（栽培）経営体数は、浜田市は稲が最も多くなっている。

第 3.2-3 表 主要な農作物作付（栽培）経営体数（平成 27 年）

（単位：経営体）

種類	浜田市	島根県
稲	1,216	16,499
麦類	1	126
雑穀	18	707
いも類	54	973
豆類	114	1,520
工芸農作物	14	404
野菜類	228	4,408
花き類・花木	22	752
その他の作物	11	930

〔2015年農林業センサス〕（農林水産省HP、閲覧：平成29年12月）より作成

## (2) 林業

浜田市及び島根県の所有形態別林野面積は第 3.2-4 表のとおりである。

平成 27 年における林野面積は、浜田市では 56,101ha となっている。

第 3.2-4 表 所有形態別林野面積（平成 27 年）

（単位：ha）

区分	林野面積計	国有林			民有林			
		小計	林野庁	その他官庁	小計	独立行政法人等	公有林	私有林
浜田市	56,101	1,679	1,674	5	54,422	2,400	4,499	47,523
島根県	525,049	31,514	31,488	26	493,535	31,368	52,767	409,400

〔2015年農林業センサス〕（農林水産省HP、閲覧：平成29年12月）より作成

### (3)水産業

浜田市及び島根県の主要な漁業種類別漁獲量は第 3.2-5 表、主要な魚種別漁獲量は第 3.2-6 表のとおりである。

平成 27 年における漁獲量の総数は、浜田市では 9,653t となっている。

第 3.2-5 表 主要な漁業種類別漁獲量（平成 27 年）

(単位：t)

種類	浜田市	島根県
沖合底びき網 1 そうびき	—	345
沖合底びき網 2 そうびき	x	5,285
小型底びき網	—	4,395
船びき網	—	332
その他の 1 そうまき網	—	x
中・小型まき網	x	83,601
その他の刺網	—	963
大型定置網	x	4,952
小型定置網	49	x
その他の網漁業	10	144
遠洋まぐろはえ縄	—	x
その他のはえ縄	1	134
近海いか釣	—	x
沿岸いか釣	74	947
ひき縄釣	53	95
その他の釣	47	921
小型捕鯨	—	…
採貝・採藻	20	1,058
その他の漁業	21	3,384
計(実数)	9,653	119,928

注：1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「…」は事実不詳または調査を欠くものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 27 年）」  
（農林水産省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

第 3.2-6 表 主要な魚種別漁獲量（平成 27 年）

（単位：t）

種類	浜田市	島根県
まぐろ類	12	345
かじき類	x	22
かつお類	65	944
さめ類	1	13
さけ・ます類	0	x
こしのしろ類	x	13
にしん類	3	6
いわし類	x	43,692
あじ類	2,182	25,497
さば類	2,656	16,309
さんま	—	0
ぶり類	124	11,204
ひらめ・かれい類	808	3,257
たら類	38	282
ほっけ	—	x
きちじ	—	—
はたはた類	x	54
にぎす類	90	542
あなご類	193	494
たちうお類	11	14
たい類	483	1,412
いさき	12	269
さわら類	210	1,380
すずき類	8	193
いかなご	—	—
あまだい類	24	140
ふぐ類	432	482
その他の魚類	1,354	4,602
えび類	16	24
かに類	0	3,219
おきあみ	—	—
貝類	10	995
いか類	662	4,131
たこ類	58	197
うに類	4	38
海産ほ乳類	—	3
その他の水産動物類	17	93
海藻類	10	60
漁獲量合計	9,653	119,928

注：1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「0」は単位に満たないもの（例：0.4t → 0t）を示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 27 年）」  
（農林水産省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

#### (4) 商業

浜田市及び島根県の商業の状況は第 3.2-7 表のとおりである。

平成 23 年の年間商品販売額は、浜田市では 116,601 百万円となっている。

第 3.2-7 表 商業の状況

業種	区分	浜田市	島根県
卸売業	事業所数（事業所）	152	1,514
	従業者数（人）	1,073	10,544
	年間商品販売額（百万円）	50,782	533,519
小売業	事業所数（事業所）	637	6,809
	従業者数（人）	3,389	34,726
	年間商品販売額（百万円）	65,818	624,677
合計	事業所数（事業所）	789	8,323
	従業者数（人）	4,462	45,270
	年間商品販売額（百万円）	116,601	1,158,196

注：事業所数及び従業者数は平成 24 年 2 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 23 年 1 年間の数値である。

〔「平成 24 年経済センサス - 活動調査」（総務省・経済産業省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

#### (5) 工業

浜田市及び島根県の工業の状況は第 3.2-8 表のとおりである。

平成 26 年における製造品出荷額等は、浜田市では 6,540,386 万円となっている。

第 3.2-8 表 工業の状況（従業員 4 人以上）（平成 26 年）

区分	浜田市	島根県
事業所数（事業所）	112	1,186
従業者数（人）	2,850	38,373
製造品出荷額等（万円）	6,540,386	105,669,517

〔「平成 26 年工業統計調査」（経済産業省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

### 3.2.2 土地利用の状況

#### 1. 土地利用の状況

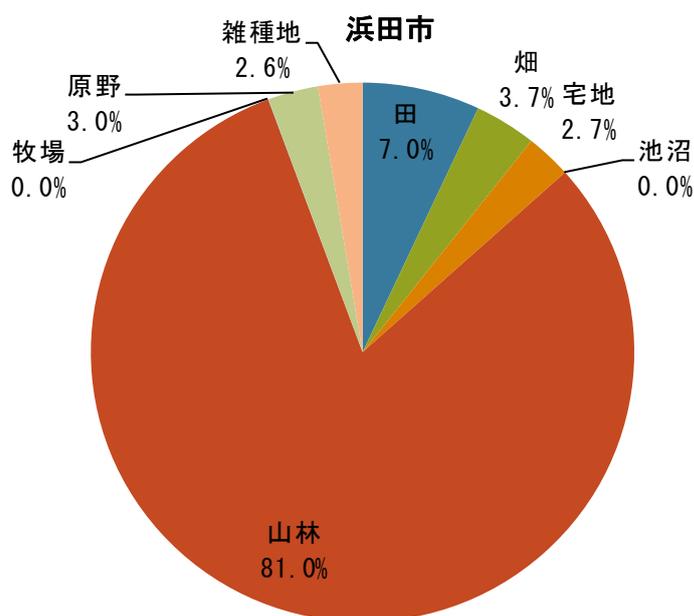
浜田市の土地利用の状況は、第3.2-9表及び第3.2-2図のとおりである。

第3.2-9表 地目別土地利用の現況（平成28年1月1日現在）

（単位：km<sup>2</sup>、（ ）内は％）

市町	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
浜田市	386.81 (100)	27.06 (7.0)	14.18 (3.7)	10.50 (2.7)	0.01 (0.0)	313.21 (81.0)	0.09 (0.0)	11.57 (3.0)	10.19 (2.6)

〔統計はまだ平成28年度〕（浜田市、平成29年）より作成〕



〔統計はまだ平成28年度〕（浜田市、平成29年）より作成〕

第3.2-2図 地目別土地利用の現況

## 2. 土地利用規制の状況

### (1) 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲の都市地域は第 3.2-3 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に都市地域が分布している。

### (2) 農業地域

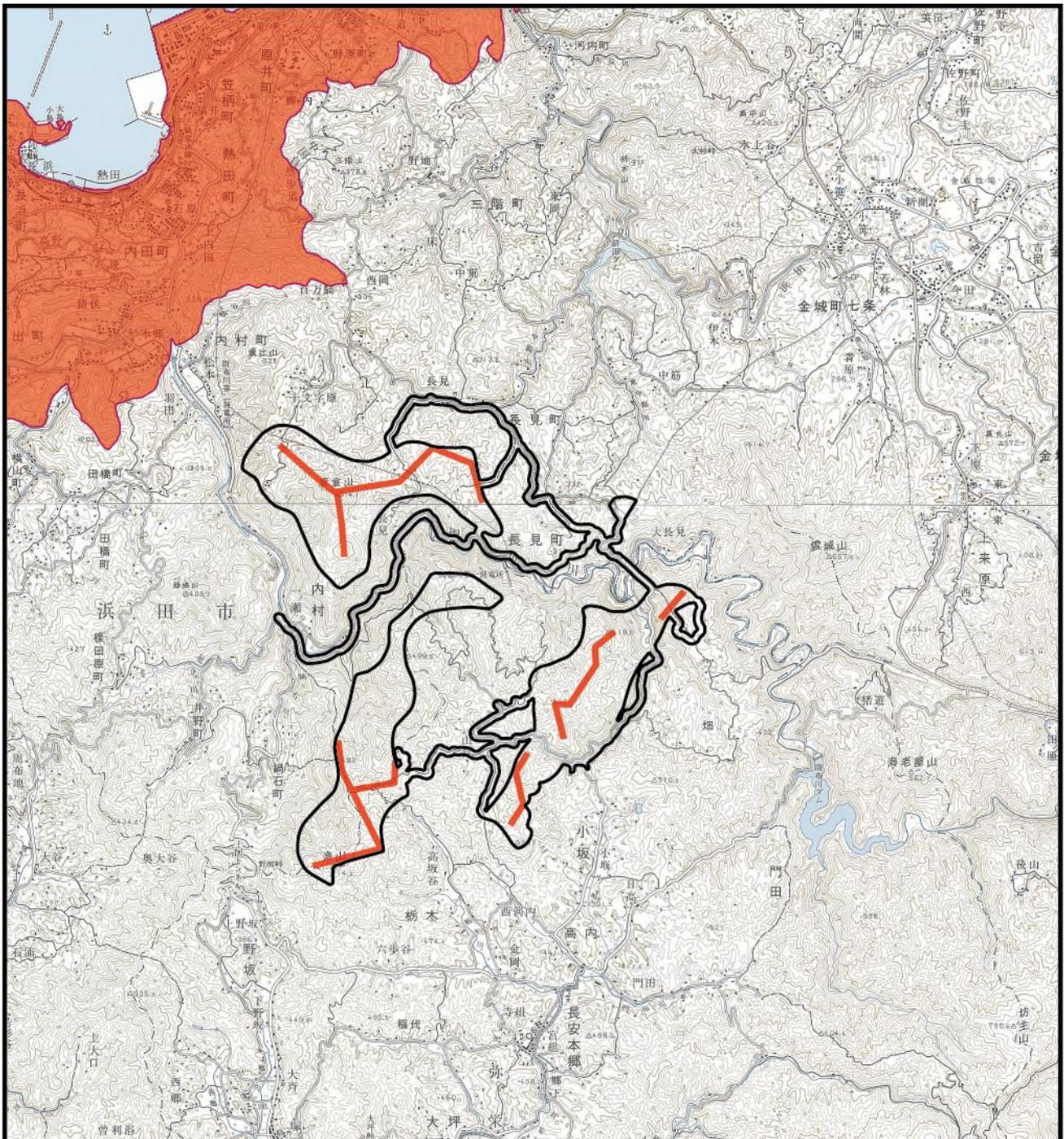
対象事業実施区域及びその周囲の農業地域は第 3.2-4 図のとおりであり、対象事業実施区域には農業地域が分布している。

### (3) 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲の森林地域は第 3.2-5 図のとおりであり、対象事業実施区域には森林地域が分布している。

### (4) 都市計画用途地域

「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく用途地域の状況は第 3.2-6 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に用途地域の指定がある。



凡 例

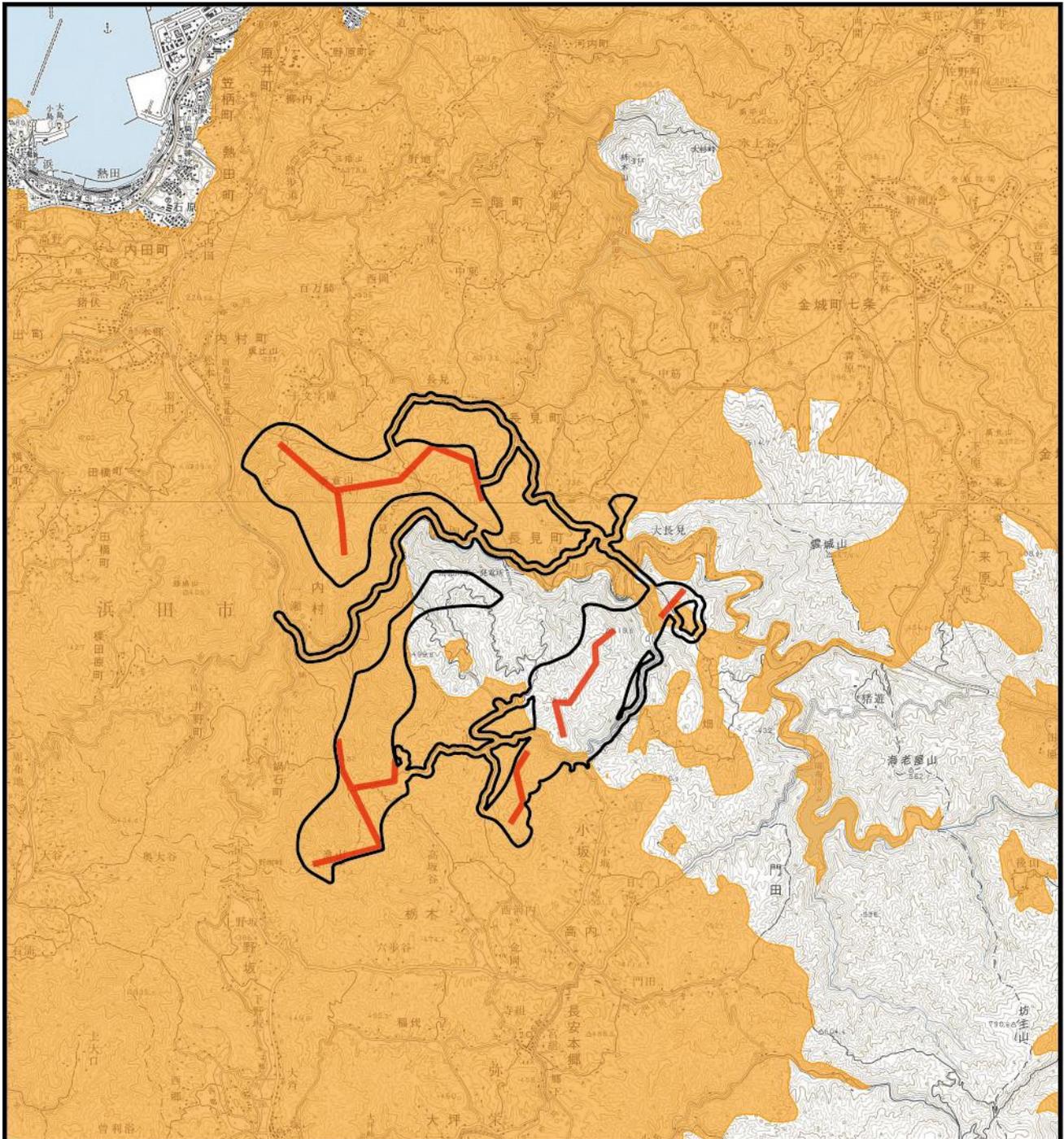
-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  都市地域

1:75,000



「国土数値情報（都市地域データ）」（国土交通  
省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年  
12 月）  
より作成

第 3.2-3 図 土地利用基本計画図（都市地域）



凡 例

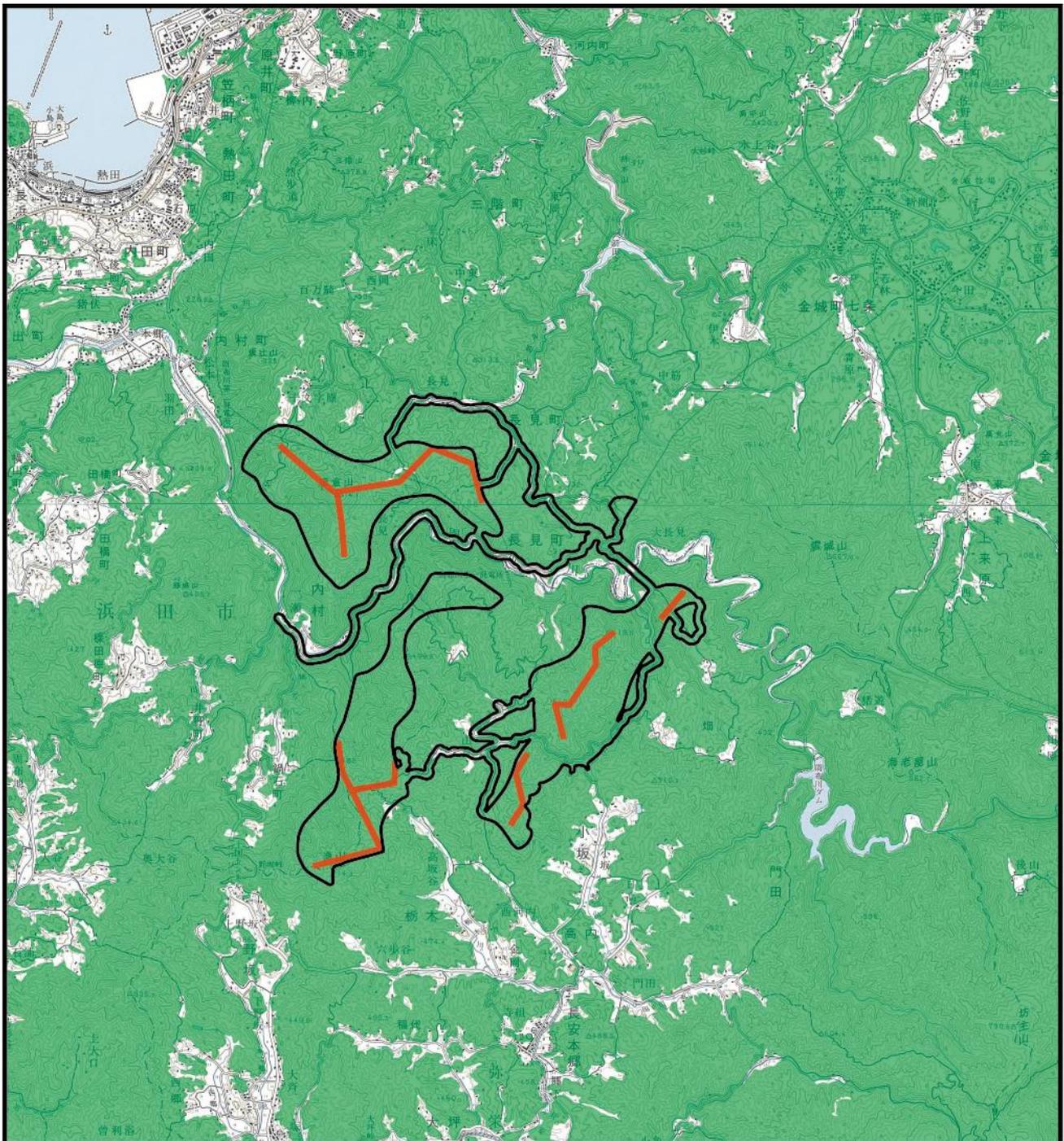
-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  農業地域

1:75,000



「国土数値情報（農業地域データ）」（国土交通  
省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年  
12 月）  
より作成

第 3.2-4 図 土地利用基本計画図（農業地域）



凡 例

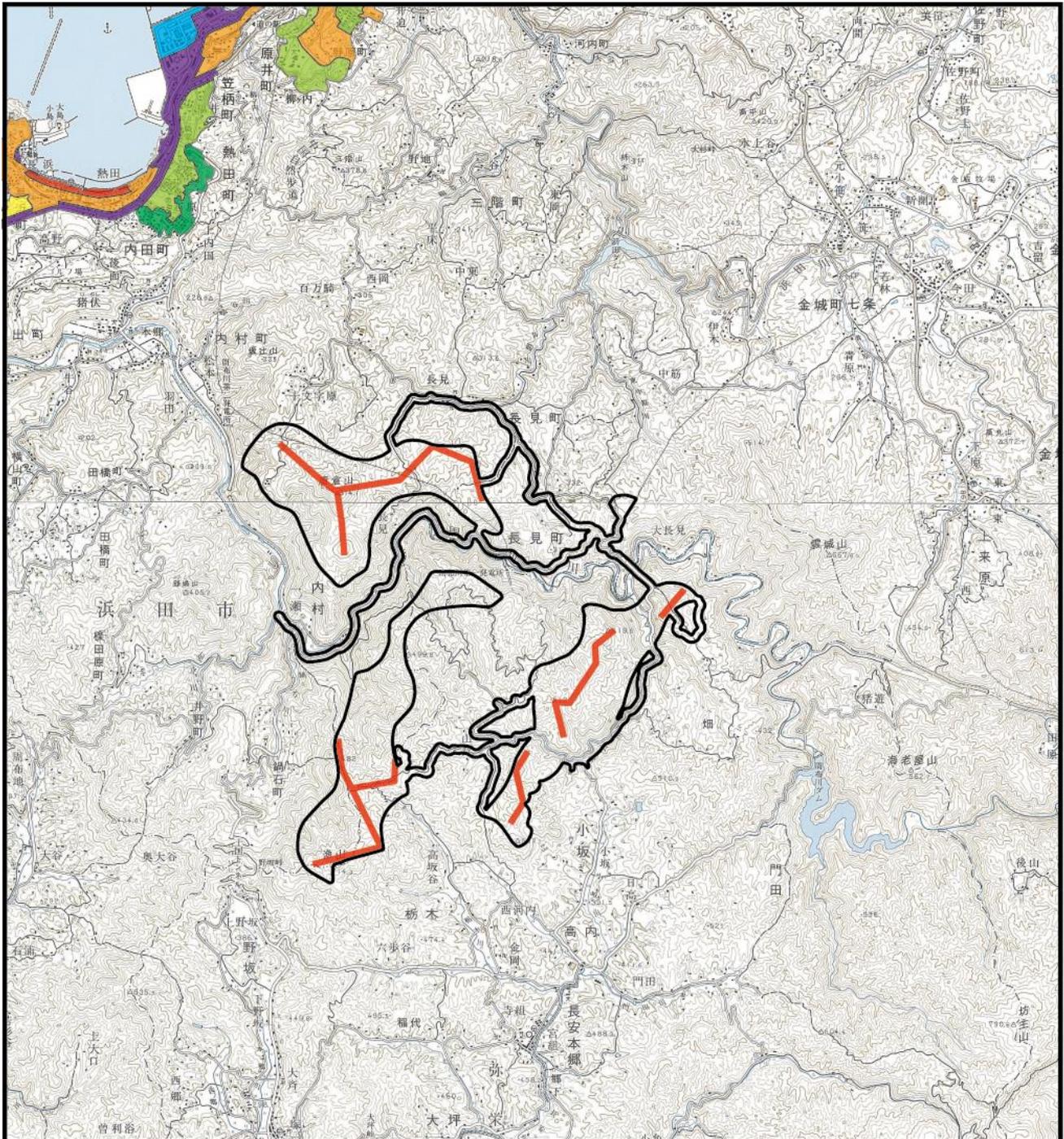
-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  森林地域

1:75,000



「国土数値情報（森林地域データ）」（国土交通  
省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年  
12 月）  
より作成

第 3.2-5 図 土地利用基本計画図（森林地域）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 風力発電機の設置予定範囲
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域
- 工業地域

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



「国土数値情報（用途地域データ）」（国土交通  
省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年  
12 月）より作成

第 3.2-6 図 用途地域の指定状況

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川及び湖沼の利用状況

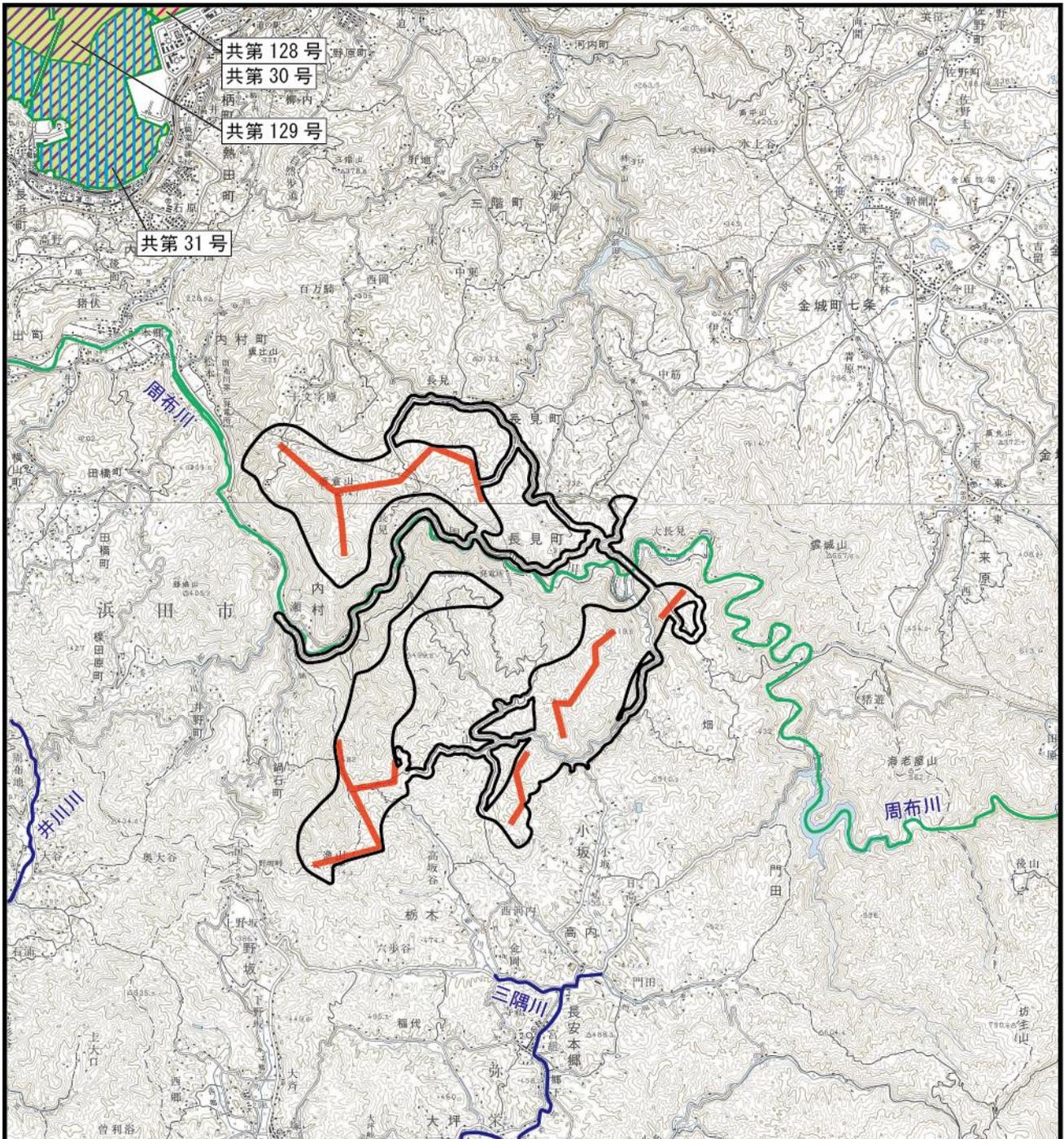
対象事業実施区域及びその周囲において、横谷川及び小角川を水道用水として利用している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲の河川には、「漁業法」（昭和 24 年法律 267 号、最終改正：平成 28 年 12 月 2 日）に基づき、第 3.2-10 表及び第 3.2-7 図のとおり漁業権が設定されている。

第 3.2-10 表 内水面漁業権の内容

免許番号	漁業名称	漁業時期	漁業権者
内共第 7 号	あゆ、うなぎ	5 月 20 日～12 月 31 日までの期間内で 組合が定め公示する日から 12 月 31 日	周布川漁業 協同組合
	やまめ（あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。）、 ごぎ（いわなを含む。）	4 月 1 日～8 月 31 日	
内共第 8 号	あゆ	5 月 20 日～12 月 31 日までの期間内で 組合が定め公示する日から 12 月 31 日	三隅川漁業 協同組合
	こい	1 月 1 日～12 月 31 日	
	うなぎ	5 月 20 日～11 月 30 日	
	やまめ（あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。）、 ごぎ（いわなを含む。）	3 月 1 日～8 月 31 日	
	もくずがに	8 月 1 日～11 月 30 日	

〔「島根県報 第 138 号」（島根県、平成 25 年）より作成〕



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲

共同漁業権

-  共第 129 号
-  共第 31 号
-  共第 128 号及び共第 30 号

内水面漁業権

-  内共第 7 号
-  内共第 8 号

1:75,000



「海洋台帳」(海上保安庁 HP、閲覧:平成 29 年 12 月)  
「内水面漁業権」(浜田市 HP、閲覧:平成 29 年 12 月)  
より作成

第 3.2-7 図 漁業権の設定状況

## 2. 海域の利用状況

### (1) 港湾の利用

対象事業実施区域及びその周囲における港湾の状況は第 3.2-8 図のとおり、重要港湾として浜田港が指定されている。

### (2) 漁港の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における漁港の状況は第 3.2-11 表及び第 3.2-8 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲には特定第 3 種漁港である浜田が指定されている。

第 3.2-11 表 漁港の状況

漁港名	漁港指定
浜田	特定第 3 種

注：特定第 3 種：第 3 種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの。

〔「海洋台帳」（海上保安庁 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）  
「漁港一覧」（水産庁 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

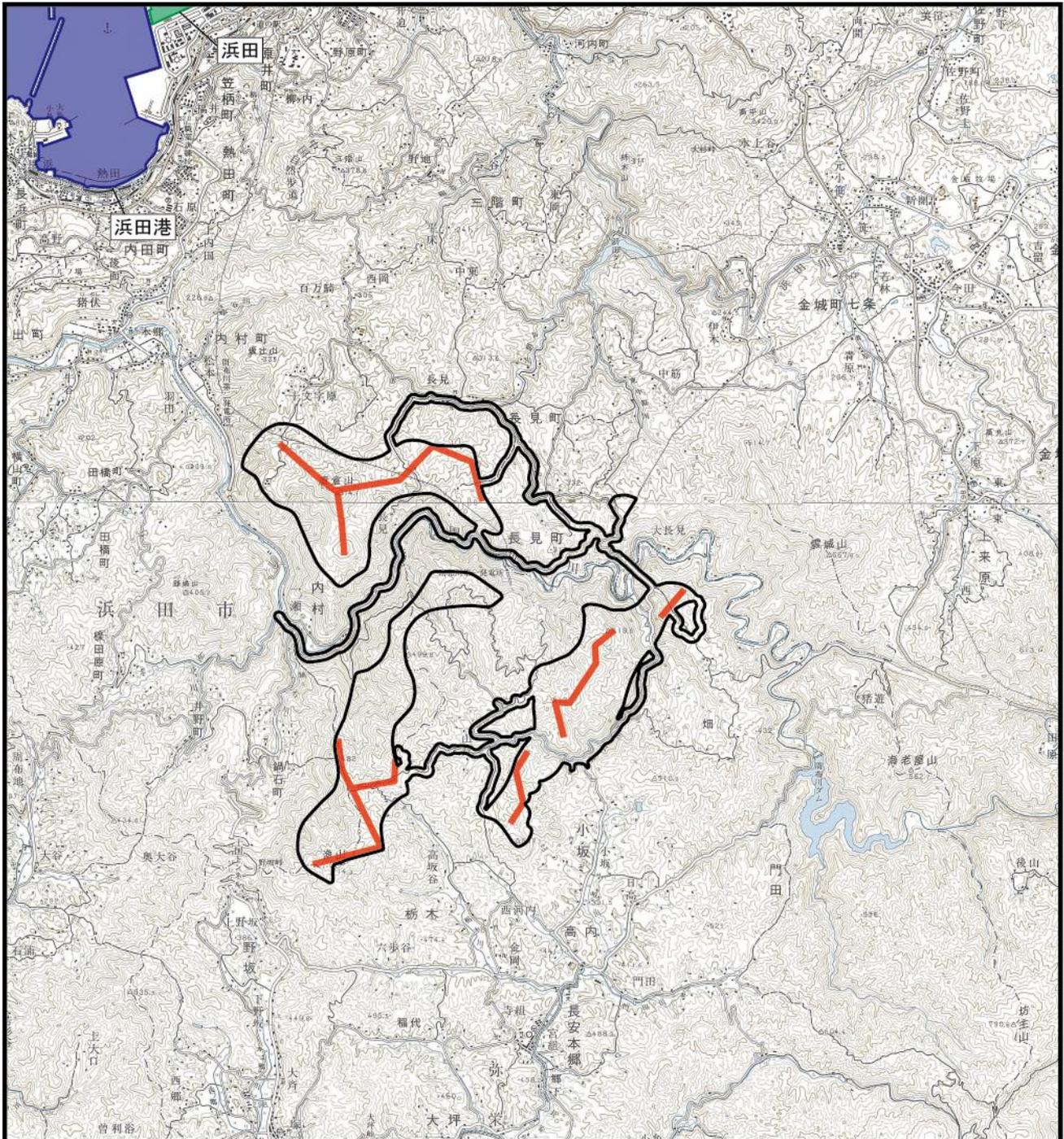
### (3) 漁業区域の状況

対象事業実施区域及びその周囲の海域には第 3.2-12 表のとおり漁業権が設定されており、漁業区域は第 3.2-7 図のとおりである。

第 3.2-12 表 海域漁業権の内容

免許番号	種類	漁業種類
共第 30 号	共同漁業権	第一種共同漁業権：貝類漁業 3 件（あわび、とこぶし、さざえ）、藻類漁業 5 件（いわのり、わかめ等）、その他漁業 3 件（うに、たこ、なまこ）
共第 31 号	共同漁業権	第一種共同漁業権：貝類漁業 3 件（あわび、とこぶし、さざえ）、藻類漁業 4 件（いわのり、わかめ等）、その他漁業 3 件（うに、たこ、なまこ）
共第 128 号	共同漁業権	第二種共同漁業権：ばいかごづけ漁業、いかかごづけ漁業
共第 129 号	共同漁業権	第二種共同漁業権：雑魚固定さし網漁業、いかかごづけ漁業

〔「海洋台帳」（海上保安庁 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  港湾
-  漁港

1:75,000



「海洋台帳」(海上保安庁 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成

第 3.2-8 図 港湾及び漁港の状況

### 3. 地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における地下水の取水状況は第 3.2-13 表のとおりであり、浄水場及び水源地は第 3.2-9 図のとおりである。

第 3.2-13 表(1) 取水状況（上水道）（平成 27 年度）

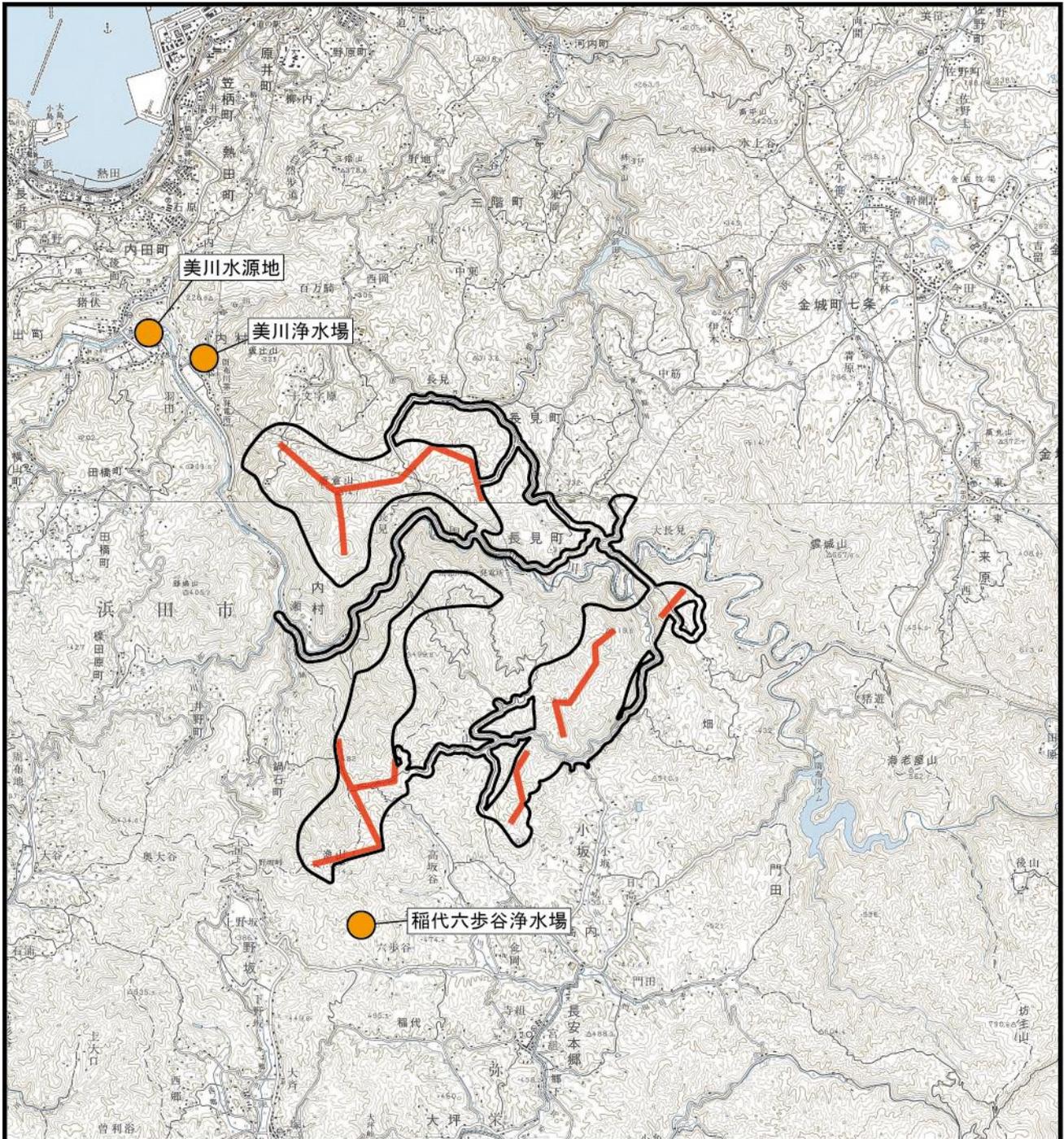
区分	事業体名	計画給水人口 (人)	給水区域内 現在人口 (人)	現在給水人口 (人)	給水量		原水の種別
					年間総量 (千 m <sup>3</sup> )	年間有収水量 (千 m <sup>3</sup> )	
上水道	浜田市	44,170	41,116	41,115	6,441	5,035	浅井戸

〔平成 27 年度 島根県の水道〕（島根県、平成 29 年）より作成

第 3.2-13 表(2) 取水状況（簡易水道）（平成 27 年度）

区分	事業体名	計画給水人口 (人)	給水区域内 人口 (人)	現在給水人口 (人)	給水量		原水の種別
					年間総量 (m <sup>3</sup> )	年間有収水量 (m <sup>3</sup> )	
簡易水道	弥栄	1,500	1,111	1,004	136,697	99,649	伏流水 (90%) 浅井戸 (10%)

〔平成 27 年度 島根県の水道〕（島根県、平成 29 年）より作成



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  浄水場、水源地

1:75,000



〔「第2次浜田市水道ビジョン」(浜田市、平成29年)より作成〕

第 3.2-9 図 浄水場及び水源地の位置

### 3.2.4 交通の状況

#### 1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要交通網は第 3.2-10 図のとおりであり、一般国道 9 号、一般国道 186 号、主要地方道 34 号（浜田美都線）、一般県道 179 号（黒沢安城浜田線）等があげられる。平成 27 年度の交通量調査結果は第 3.2-14 表のとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲における鉄道は、JR 山陰本線が敷設されている。

第 3.2-14 表 主要道路の交通状況（平成 27 年）

（単位：台）

路線名	番号	交通量観測地点	交通量 (昼間 12 時間)	交通量 (24 時間)
一般国道 9 号	①	一般国道 9 号（浜田道路）～浜田商港線	13,040	16,170
	②	浜田商港線～周布停車場線	11,879	14,844
一般国道 186 号	③	黒沢安城浜田線～市道美田谷雲城線	9,635	12,044
	④	市道美田谷雲城線～桜江金城線	5,497	6,706
	⑤	桜江金城線～弥栄旭インター線	1,734	2,085
主要地方道 34 号 (浜田美都線)	⑥	一般国道 9 号～浜田港インター線	2,421	2,808
	⑦	浜田港インター線～三隅井野長浜線	3,440	4,062
	⑧	三隅井野長浜線～長安野坂線	1,451	1,785
	⑨	長安野坂線～黒沢安城浜田線	849	1,010
主要地方道 41 号 (桜江金城線)	⑩	浜田八重可部線～一般国道 186 号	2,778	3,417
主要地方道 52 号 (弥栄旭インター線)	⑪	浜田美都線～黒沢安城浜田線	798	958
	⑫	黒沢安城浜田線～一般国道 186 号	287	344
一般県道 179 号 (黒沢安城浜田)	⑬	弥栄旭インター線～一般国道 186 号	277	327
一般県道 241 号 (浜田商港線)	⑭	浜田商港線～一般国道 9 号	2,312	2,844
一般県道 303 号 (一の瀬折居線)	⑮	浜田美都線～三隅井野長浜線	188	222
一般県道 304 号 (三隅井野長浜線)	⑯	三隅美都線～一の瀬折居線	655	786
	⑰	一の瀬折居線～浜田美都線	611	721
一般県道 305 号 (美川周布線)	⑱	三隅井野長浜線～一般国道 9 号	1,409	1,733
一般県道 306 号 (長安野坂線)	⑲	弥栄旭インター線～浜田美都線	830	988

注：1. 表中の番号は、第 3.2-10 図中の番号に対応する。

2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

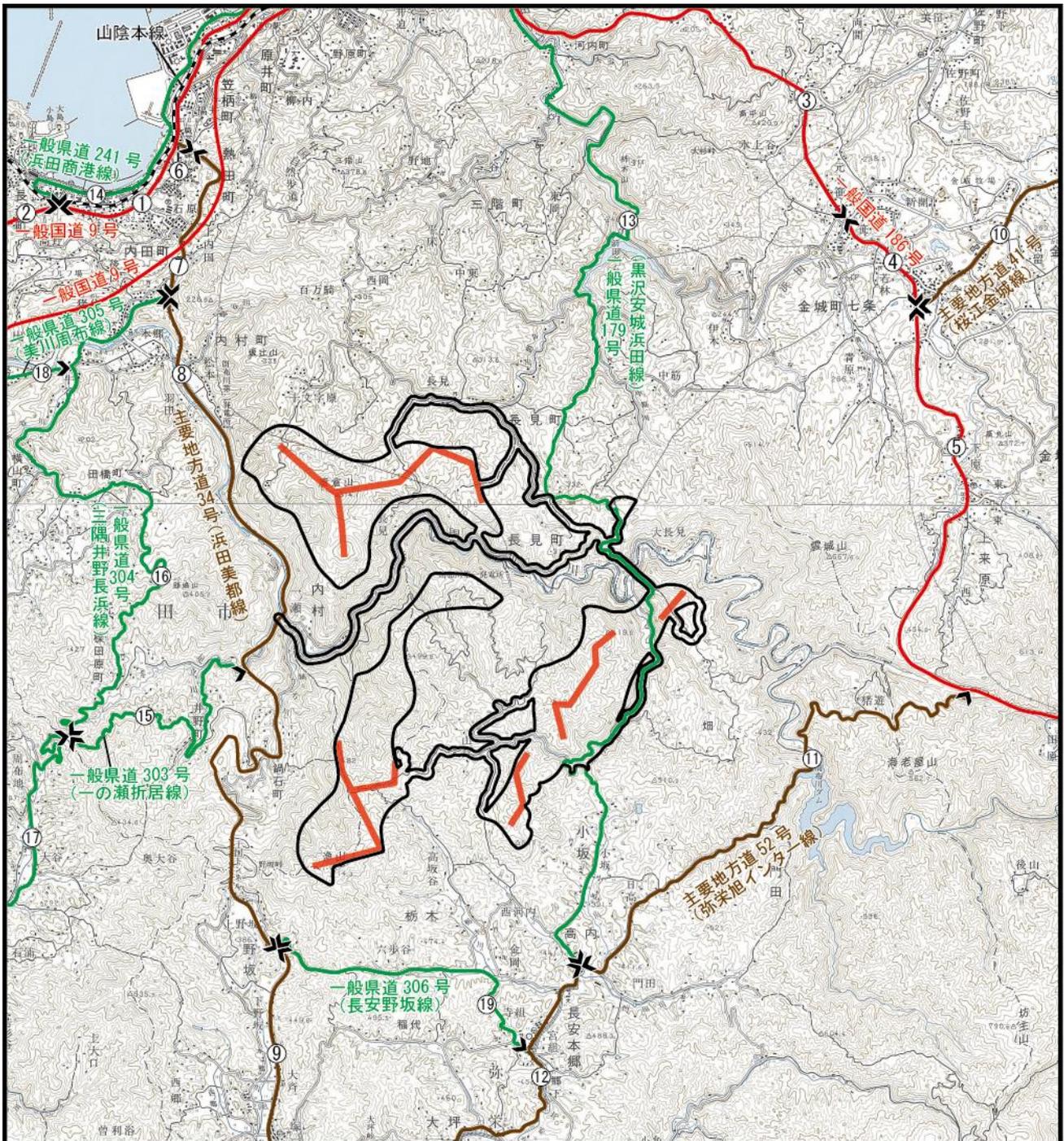
12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 12 時間の斜体字は平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間からの推計値である。

4. 24 時間の斜体字は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推計値である。

〔「平成 27 年度 道路交通センサス」(国土交通省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)より作成〕



凡 例

- 対象事業実施区域
- 風力発電機の設置予定範囲
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 鉄道
- 調査区間起点・終点

1:75,000



「平成 27 年度 道路交通センサス」(国土交通  
省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成

第 3.2-10 図 主要交通網

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、第3.2-15表及び第3.2-11図のとおりである。なお、対象事業実施区域には、これらの環境保全上配慮すべき施設はない。

また、住宅等の配置の概況は第3.2-11図のとおりである。

第3.2-15表(1) 環境保全上配慮すべき施設（学校）

区分	番号	施設名	所在地
幼稚園	1	長浜幼稚園	浜田市熱田町 820 番地 1
	2	美川幼稚園	浜田市内田町 1117 番地 2
小学校	3	雲雀丘小学校	浜田市原井町 1045
	4	長浜小学校	浜田市長浜町 1
	5	美川小学校	浜田市内田町 1020
	6	雲城小学校	浜田市金城町下来原 1541-5
	7	弥栄小学校	浜田市弥栄町長安本郷 325-1
中学校	8	第二中学校	浜田市原井町 963-15
	9	第四中学校	浜田市内田町 1053
	10	金城中学校	浜田市金城町下来原 1402-6
高等学校	11	浜田商業高等学校	浜田市熱田町 675
大学	12	島根県立大学	浜田市野原町 2433-2

「国土数値情報（学校データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）  
 「浜田市小中学校ホームページ」（浜田市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）  
 「浜田市内の公立幼稚園一覧」（浜田市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月） より作成

第3.2-15表(2) 環境保全上配慮すべき施設（医療機関）

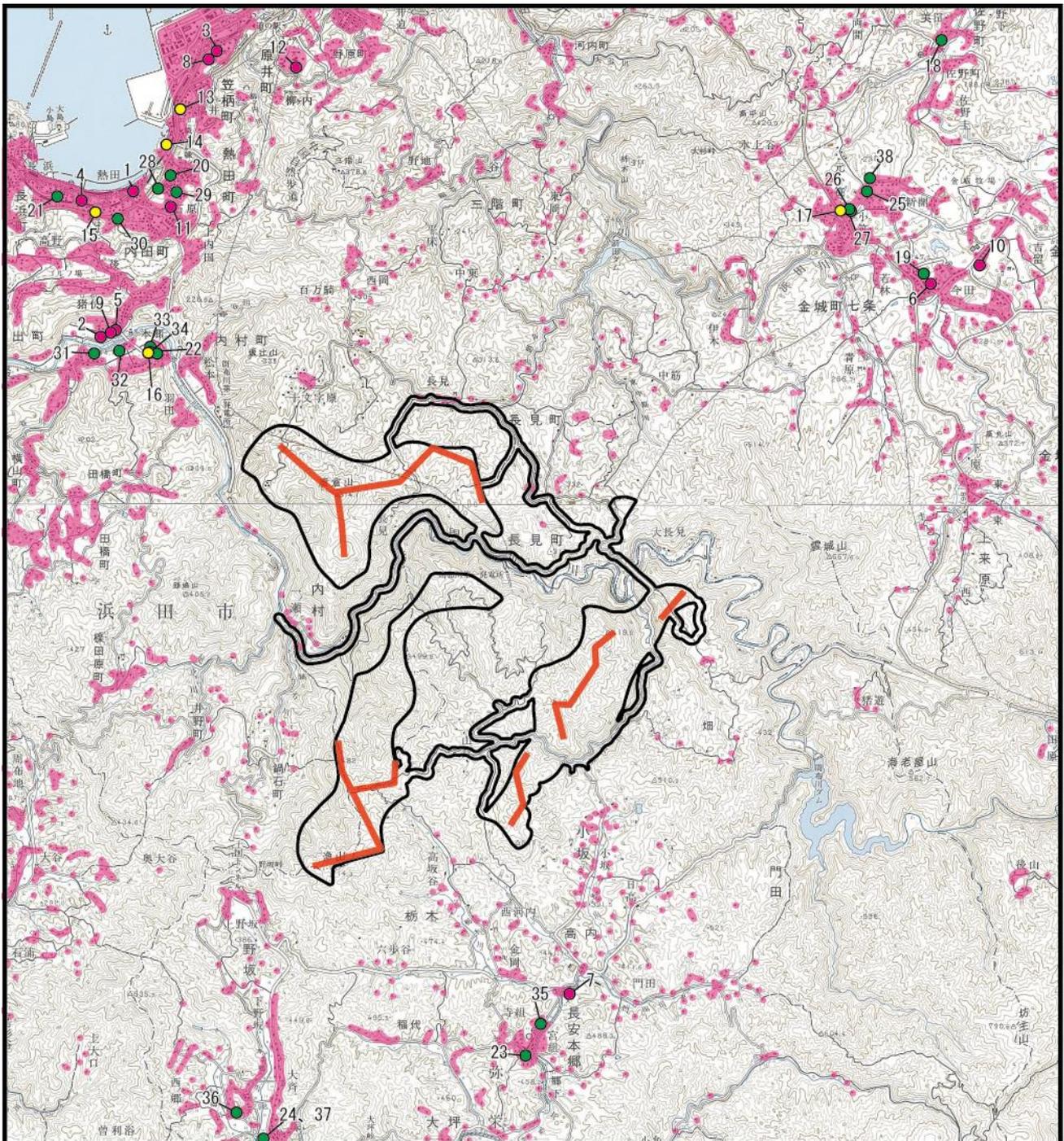
区分	番号	施設名	所在地
医療機関	13	中村胃腸科内科医院	浜田市笠柄町 64
	14	すみれ小児科	浜田市熱田町 541-1
	15	山根病院	浜田市熱田町 1517-1
	16	中村呼吸器内科医院	浜田市内村町 787-8
	17	金城沖田医院	浜田市金城町七条ハ 393

「国土数値情報（医療機関データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）  
 「島根県医療機能情報システム」（島根県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月） より作成

第 3.2-15 表(3) 環境保全上配慮すべき施設（福祉施設）

区 分	番号	施設名	所在地
保育所	18	つくし保育園	浜田市佐野町イ 359-5
	19	くもぎ保育園	浜田市金城町七条イ 977-11
	20	れんげ保育園	浜田市熱田町 566-22
	21	ちどり第 2 保育所	浜田市長浜町 699-3
	22	美川保育園	浜田市内村町 809-1
	23	安城保育園	浜田市弥栄町長安本郷 552-17
	24	杵束保育園	浜田市弥栄町木都賀イ 539-5
福祉施設	25	さざんか	浜田市金城町七条八 403
	26	桑の木園	浜田市金城町七条ハ 559-2
	27	グループホームさくら	浜田市金城町七条ハ 564-1
	28	介護屋さんほっと	浜田市熱田町 705-1
	29	まりん	浜田市熱田町 716-49
	30	グループホームみんなの家	浜田市熱田町 1227
	31	グループホームみかわ	浜田市内村町 365-4
	32	ケアハウス美川	浜田市内村町 567
	33	グループホームせせらぎの郷	浜田市内村町 795
	34	ぴゅあショート	浜田市内村町 794-1
	35	寿光苑	浜田市弥栄町長安本郷 442-2
	36	グループホームふじいさんち	浜田市弥栄町木都賀ロ 291
	37	弥栄苑	浜田市弥栄町木都賀イ 539-1
	38	かなぎ園	浜田市金城町七条イ 1046-5

「国土数値情報（福祉施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）  
 浜田市へのヒアリング（平成 30 年 1 月）より作成



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  学校
-  医療機関
-  福祉施設
-  住宅等

1:75,000



「国土数値情報(学校・福祉施設・医療機関データ)」  
 (国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)、「浜田市小中学校ホームページ」(浜  
 田市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)、「浜田市内の公立幼稚園一覧」(浜田市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)  
 「島根県医療機能情報システム」(島根県 HP、閲覧：  
 平成 29 年 12 月)、浜田市へのヒアリング (平成 30  
 年 1 月) より作成

第 3.2-11 図 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅等の配置の概況

### 3.2.6 下水道の整備の状況

浜田市及び島根県における下水道の処理人口普及状況は第3.2-16表のとおりである。

浜田市の平成28年度末における汚水処理人口普及率は46.0%、下水道普及率は11.6%となっている。

第3.2-16表 下水道処理人口普及状況（平成28年度末）

区分	行政人口（人）	汚水処理普及人口（人）	汚水処理人口普及率（%）	下水道普及率（%）
浜田市	55,553	25,566	46.0	11.6
島根県	692,902	544,610	78.6	46.9

注：行政人口は、平成29年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

〔「平成28年度末 汚水処理人口普及状況（市町村別）」  
「平成28年度末における下水道事業の整備状況」  
（島根県 HP、閲覧：平成29年12月）より作成〕

### 3.2.7 廃棄物の状況

#### 1. 一般廃棄物の状況

浜田市及び島根県における一般廃棄物の処理状況は第3.2-17表のとおりである。

平成27年度におけるごみ総排出量は浜田市で21,213tとなっている。

第3.2-17表 一般廃棄物処理施設の整備状況（平成27年度）

区分	浜田市	島根県	
ごみ総排出量	計画収集量(t)	17,961	209,780
	直接搬入量(t)	3,252	32,651
	集団回収量(t)	0	2,040
	合計(t)	21,213	244,471
ごみ処理量	直接焼却量(t)	15,715	178,865
	直接最終処分量(t)	1	4,815
	焼却以外の中間処理量(t)	3,686	48,991
	直接資源化量(t)	1,814	9,222
	合計(t)	21,216	241,893
中間処理後再生利用量(t)	3,142	45,820	
リサイクル率(%)	23.4	23.4	
最終処分量(t)	1,789	21,345	

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100  
〔「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省 HP、閲覧：平成29年12月)より作成〕

## 2. 産業廃棄物の状況

島根県における平成 26 年度の産業廃棄物の排出状況は、第 3.2-18 表のとおりである。

また、対象事業実施区域を中心とした 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は第 3.2-19 表、立地状況は第 3.2-12 図のとおりであり、中間処理施設 84 か所、最終処分場 1 か所となっている。

第 3.2-18 表 産業廃棄物の排出状況（平成 26 年度）

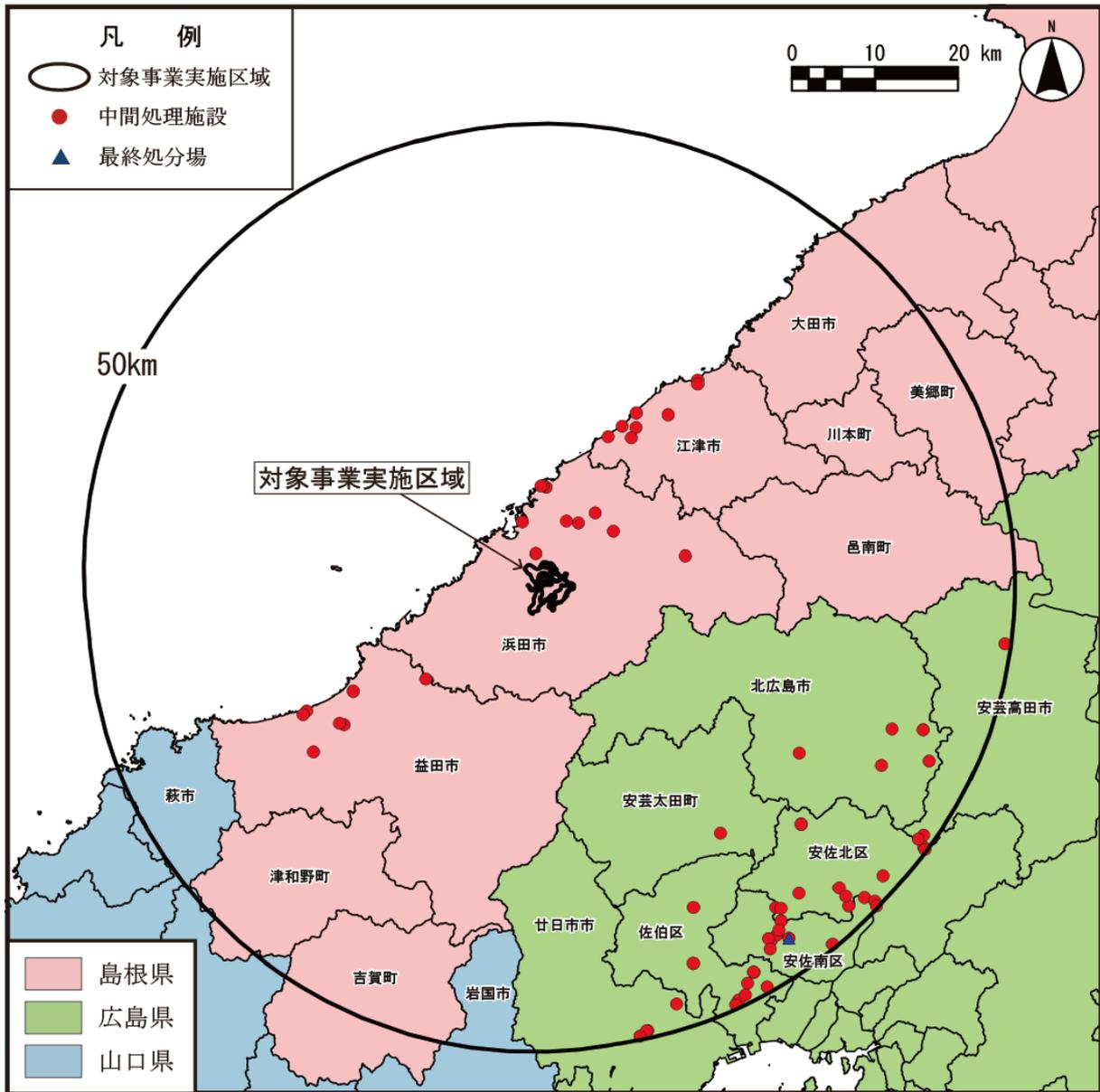
県	排出量 (千 t)	最終処分量 (千 t)	再生利用率 (農業を除く) (%)	再生利用率 (農業(家畜ふん尿)) (%)	再生利用率 (農業(廃プラ)) (%)
島根県	1,828	429	51.9	100.0	38

〔平成 28 年版 環境白書〕（島根県、平成 29 年）より作成

第 3.2-19 表 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

県	市町	中間処理施設	最終処分場
島根県	益田市	7	0
	浜田市	11	0
	江津市	8	0
広島県	広島市	42	1
	安芸高田市	4	0
	北広島市	6	0
	廿日市市	4	0
	安芸太田町	1	0
合計		83	1

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」  
 （国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

第 3.2-12 図 廃棄物処理施設等の分布状況（50km 範囲）

### 3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 1. 公害関係法令等

##### (1) 環境基準

##### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：平成26年5月30日)に基づき全国一律に定められており、その内容は第3.2-20表(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については第3.2-20表(2)の基準がそれぞれ定められている。

第3.2-20表(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</li> <li>浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</li> <li>二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。</li> <li>光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</li> <li>微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</li> </ol>

「大気汚染に係る環境基準について」  
 (昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日)  
 「二酸化窒素に係る環境基準について」  
 (昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日)  
 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」  
 (平成21年環境省告示第33号)より作成

第 3.2-20 表(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 13 年 4 月 20 日）より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日）に基づき定められている。

浜田市では第 3.2-21 表のとおり地域の類型の当てはめが行われており、対象事業実施区域はいずれも該当していない。

第 3.2-21 表(1) 騒音に係る環境基準

【一般地域】

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA：特に静穏を要する地域とされるが、島根県内には該当地域はない。

類型 A：都市計画法の規定により定められた地域のうち第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、及び第二種中高層住居専用地域

類型 B：都市計画法の規定により定められた地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び都市計画区域であって用途地域の定められていない地域（浜田年計画臨港地区及び三限都市計画臨港地区の地域を除く。）

類型 C：都市計画法の規定により定められた地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びに浜田都市計画臨港地区及び三限都市計画臨港地区

「騒音に係る環境基準について」  
 (平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日)  
 「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」  
 (平成 24 年浜田市告示第 60 号) より作成

第 3.2-21 表(2) 騒音に係る環境基準

【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号、  
最終改正：平成 24 年 3 月 30 日)より作成

第 3.2-21 表(3) 騒音に係る環境基準

【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号、  
最終改正：平成 24 年 3 月 30 日)より作成

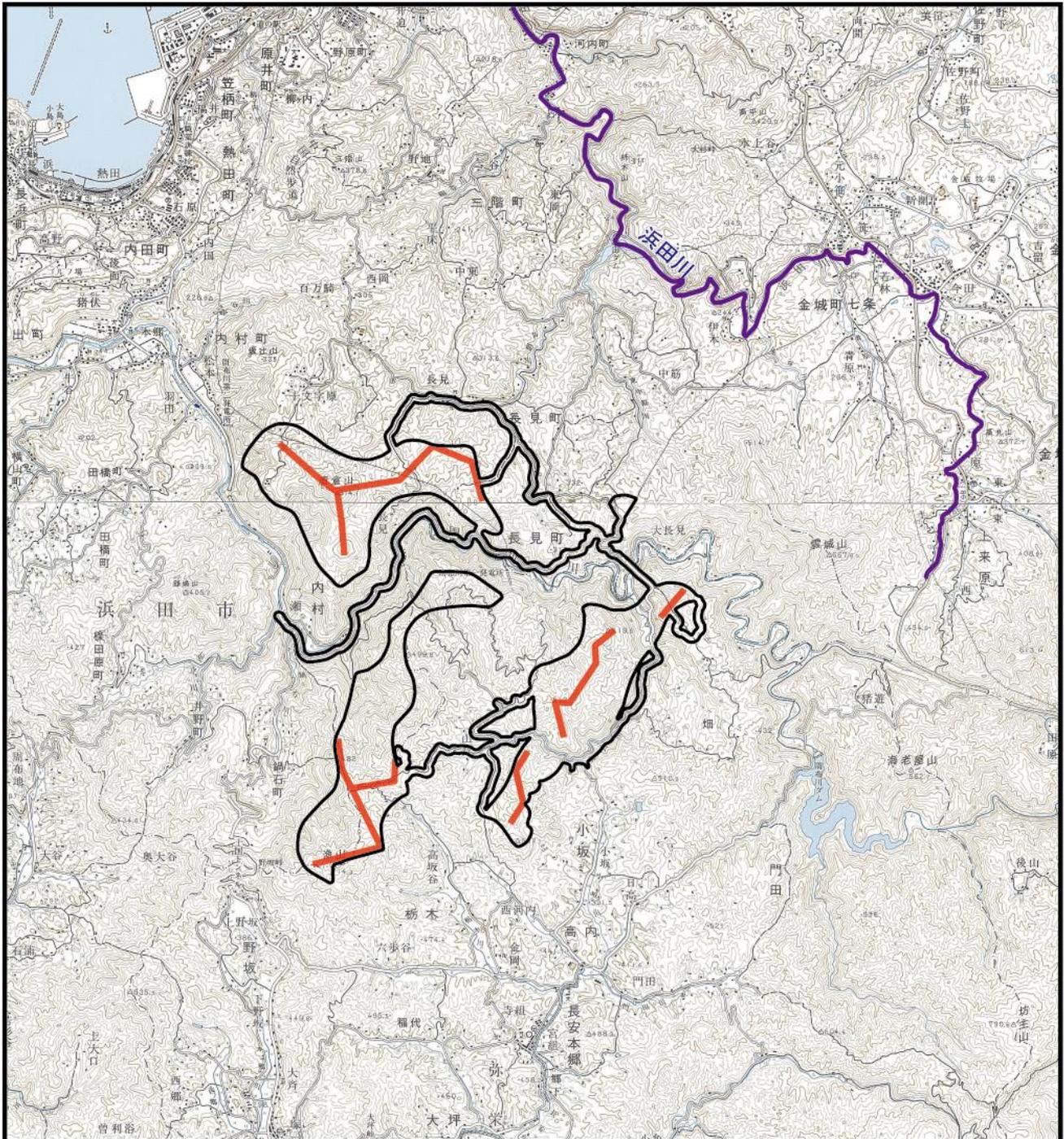
### ③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：平成26年5月30日)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、第3.2-22表のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、第3.2-23表～第3.2-25表のとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲において、第3.2-13図のとおり浜田川が河川AA類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第3.2-26表のとおりすべての地下水について定められている。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  河川 AA 類型

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



〔「平成 27 年度公共用水域・地下水水質測定結果報告書」(島根県、平成 28 年) より作成〕

第 3.2-13 図 水域の環境基準類型指定の状況

第 3.2-22 表 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</li> <li>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</li> </ol>

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、  
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-23 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

- 注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- 〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、  
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成〕

第 3.2-23 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼を除く河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成

第 3.2-24 表 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、日間平均値とする。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成

第 3.2-24 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級 (特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級 (特殊なもの) 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの (「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)  
 3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用  
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用  
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4. 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度  
 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、)  
 最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成

第 3.2-24 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、)  
 最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成

第 3.2-24 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、  
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成

第 3.2-25 表 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産 1 級 水 浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、  
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成

第 3.2-25 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、  
最終改正：平成28年3月30日)より作成〕

第 3.2-25 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、  
最終改正：平成28年3月30日)より作成〕

第 3.2-25 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、  
最終改正：平成28年3月30日)より作成〕

第 3.2-26 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</li> <li>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</li> </ol>

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号、  
最終改正：平成 28 年 3 月 29 日)より作成

#### ④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は第 3.2-27 表のとおりである。

第 3.2-27 表 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日）より作成

## ⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は第 3.2-28 表のとおりである。

第 3.2-28 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」

（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日）より作成

## (2) 規制基準等

### ① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省第 1 号、最終改正：平成 29 年 1 月 6 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、浜田市は 17.5 となっている。また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

### ② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は第 3.2-29 表～第 3.2-31 表のとおりである。

島根県では用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っており、浜田市は規制地域に指定されている。なお、対象事業実施区域に指定地域はない。

第 3.2-29 表 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00~8:00)	昼間 (8:00~18:00)	夕 (18:00~21:00)	夜間 (21:00~6:00)
第 1 種区域	40 デシベル	50 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	45 デシベル	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル
(備考) 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次のとおりである。 第 1 種区域：第一種低層住居専用地域 第 2 種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、都市計画区域であって用途地域の定められていない地域（臨港地区を除く。） 第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、臨港地区のうち平成 16 年 12 月 31 日において近隣商業地域、準工業地域であった区域 第 4 種区域：工業地域、臨港地区のうち平成 16 年 12 月 31 日において工業地域であった区域				

〔騒音規制法による規制について〕（浜田市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成

第 3.2-30 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1 日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
第 1 号区域	85 デシベル	午後 7 時から 翌日の午前 7 時の 時間内でないこと	10 時間を 超えないこと	連続 6 日を 超えない こと	日曜日その他の 休日でないこと
第 2 号区域		午後 10 時から 翌日の午前 6 時の 時間内でないこと	14 時間を 超えないこと		

注：第 1 号区域；規制地域のうち

- ・第 1 種、第 2 種、第 3 種区域
- ・第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲 80m 以内の区域

第 2 号区域；上記区域以外の区域

〔「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）  
 「騒音規制法による規制について」（浜田市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

第 3.2-31 表 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

- 注：1. 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の道路の敷地境界線から 15m、2 車線を越える道路の敷地境界線から 20m まで）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。
2. a 区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域  
 b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び都市計画区域であって用途地域の定められていない地域（旭都市計画区域、浜田都市計画臨港地区及び三隅都市計画臨港地区を除く。）  
 c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（旭都市計画区域を除く。）並びに浜田都市計画臨港地区及び三隅都市計画臨港地区
- 〔「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日）  
 「騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等」（平成 24 年浜田市告示第 57 号）より作成〕

③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は第 3.2-32 表～第 3.2-34 表のとおりである。

島根県では用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っており、浜田市は規制地域に指定されている。なお、対象事業実施区域に指定地域はない。

第 3.2-32 表 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第 1 種区域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル

- 注：1. 第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、都市計画区域であって用途地域の定められていない地域（臨港地区を除く。）  
 第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、臨港地区
2. 第 1 種区域及び第 2 種区域内に所在する学校等施設の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は、昼間欄及び夜間欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。
- 〔「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）  
 「振動規制法による規制について」（浜田市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月より作成）〕

第 3.2-33 表 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
1号区域	75 デシベル	午後7時から 翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を 超えないこと	連続6日を 超えない こと	日曜日その他の 休日でないこと
2号区域		午後10時から 翌日の午前6時の 時間内でないこと	14時間を 超えないこと		
備考					
1. 1号区域； 1 第1種区域 2 第2種区域 3 第3種区域 4 第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所 (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム 2. 2号区域；振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域					

「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」  
 （昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成27年4月20日）  
 「振動規制法による規制について」（浜田市HP、閲覧：平成29年12月）より作成

第 3.2-34 表 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (7:00～20:00)	夜間 (20:00～7:00)
	第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル	

注：第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

第1種区域；第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び都市計画区域であって用途地域の定められていない地域（旭都市計画区域、浜田都市計画臨港地区及び三隅都市計画臨港地区を除く。）

第2種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（旭都市計画区域を除く。）並びに浜田都市計画臨港地区及び三隅都市計画臨港地区

「振動規制法」（昭和51年法律第64号、最終改正：平成27年4月20日）  
 「振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等」（平成24年浜田市告示第59号）より作成

#### ④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号、最終改正：平成29年6月2日）に基づき全国一律の排水基準（有害物質28物質、その他15項目）が定められている（第3.2-35表）。なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

第 3.2-35 表(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考 1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔排水基準を定める省令〕（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：平成 28 年 11 月 15 日）より作成

第 3. 2-35 表 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準 (その他の項目)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業 (硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。) に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行 (昭和 49 年 12 月 1 日) の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域 (湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。) として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>※ 「環境大臣が定める湖沼」 昭和 60 年環境庁告示第 27 号 (窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼) 「環境大臣が定める海域」 平成 5 年環境庁告示第 67 号 (窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域)</p>

〔「排水基準を定める省令」 (昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：平成 28 年 11 月 15 日) より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 12 月 14 日）第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事（政令市長）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

島根県では、「特定悪臭物質濃度」による地域の規制が行われており、その基準は第 3.2-36 表のとおりである。

第 3.2-36 表(1) 悪臭に係る規制基準（敷地境界線）

(単位：ppm)

地域区分 特定悪臭物質	A 地域	B 地域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
スチレン	0.4	0.8
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

注：A 地域；都市計画法の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

B 地域；工業地域及び都市計画区域であって用途地域の定められていない地域

「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日）  
 「悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準」（平成 24 年島根県告示第 58 号）より作成

### 第 3.2-36 表 (2) 悪臭に係る規制基準 (気体排出口)

事業場の煙突その他の気体排出施設から排出する悪臭物質 (メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プリピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。) の規制基準は、敷地境界線上における規制基準値をもとに次の式により算出した悪臭物質の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q : 流量 (Nm<sup>3</sup>/h)

He : 有効煙突高さ (m) 排出口の高さの補正算式は硫黄酸化物の基準の補正算式に同じ

Cm : 敷地境界線上の基準値 (ppm)

ただし、He が 5m 未満となる場合には、この式は適用しないものとする。

「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号、最終改正 : 平成 23 年 11 月 30 日)

「悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準」(平成 24 年島根県告示第 58 号)

より作成

### 第 3.2-36 表 (3) 悪臭に係る規制基準 (排水)

事業場から排出される排水に含まれる悪臭物質 (ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルに限る。) の規制基準は、次の式により算出した排水中の濃度とする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

C<sub>Lm</sub> : 排水中濃度 (mg/L)

k : 下表の値

C<sub>m</sub> : 敷地境界線上における規制基準値 (ppm)

(単位 : mg/L)

特定悪臭物質	流量 Q (m <sup>3</sup> /秒)		
	A 地域		
	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号、

最終改正 : 平成 23 年 11 月 30 日)

より作成

## ⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく区域の指定に係る基準は第 3.2-37 表のとおりである。浜田市において、土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

浜田市において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

第 3.2-37 表(1) 区域の指定に係る基準  
(土壌溶出量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日）より作成〕

第 3.2-37 表(2) 区域の指定に係る基準  
(土壌含有量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日)より作成〕

### ⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、島根県において、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日)に基づく規制地域の指定はない。

### ⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：平成 29 年 6 月 16 日)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日)により、事業活動等に伴って発生した廃棄物(石綿等含有廃建材を含む。)は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

### ⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 28 年 5 月 27 日)により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：平成 27 年 9 月 9 日)の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

また、島根県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画」として「島根県地球温暖化対策実行計画」(平成 23 年策定)により地球温暖化対策を推進している。温室効果ガス排出量の削減目標として、2020 年度において 1990 年度に比べて 23%以上の削減を掲げている。

### (3) その他の環境保全計画等

#### ① 第2期島根県環境基本計画

島根県では、「島根県環境基本条例」(平成9年島根県条例第29号)第9条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成11年2月に「島根県環境基本計画」を策定し、環境保全の取組を進めてきた。その後、湖沼の水質改善、循環型社会の構築、地球温暖化防止活動の強化などを一層推進するため、平成18年3月に計画の一部見直しが行われた。

平成23年3月には、「豊かな環境を守り、はぐくみ持続的に発展する活力ある島根をめざして」という基本理念のもと、「第2期島根県環境基本計画」を策定した。計画の期間を平成23年度～平成32年度の10年間とし、第3.2-38表に示す7つの基本目標と22の基本施策を実施することとしている。

第3.2-38表 環境の保全に関する施策体系

基本理念		基本目標	基本施策
豊かな環境を守り、はぐくみ 持続的に発展する活力ある島根をめざして	分野別目標	1. 人と自然との共生の確保	1-1 自然とのふれあいの推進
			1-2 生物の多様性の確保
			1-3 森林・農地・漁場の保全と活用
			1-4 景観保全と快適な生活空間の形成
		2. 安全で安心できる生活環境の保全	2-1 水環境等の保全
	2-2 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策		
	2-3 化学物質の環境リスク対策		
	2-4 原子力発電所周辺環境安全対策の推進		
	3. 地球環境保全の積極的推進	3-1 地球温暖化対策の推進	
		3-2 オゾン層の保護・酸性雨対策の推進	
	4. 環境への負荷の少ない循環型社会の推進	4-1 3Rの推進に向けた意識の醸成	
		4-2 環境への負担の少ない適正処理の推進	
	5. 環境保全と経済発展の好循環の推進	5-1 環境関連産業の創出と振興	
		5-2 環境関連市場の活性化	
分野横断的目標	6. 環境保全に向けての参加の促進	6-1 環境教育・環境学習の推進	
		6-2 各主体の環境保全活動の促進	
		6-3 参加と協働による地域環境づくりの推進	
	7. 共通的・基盤的な施策の推進	7-1 環境に配慮した施策手法の推進	
		7-2 調査研究・監視等の充実	
7-3 環境情報提供・交流体制の整備			
7-4 公害防止と環境防災体制の整備			
7-5 経済的措置			

〔第2期 島根県環境基本計画〕(島根県、平成29年)より作成]

## ② 浜田市環境基本計画

浜田市では、自然と人間が調和のとれた、自然環境を活かした潤いのあるまちづくりを実現するため、平成 22 年に「浜田市環境基本計画」を策定した。

計画の期間は平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間であり、自然的・社会的条件に応じた施策を総合的・計画的に展開するとともに、経済社会の強化と持続性の視点に立った対策に取り組んでいる。施策の体系は第 3.2-39 表のとおりである。

第 3.2-39 表 施策の体系

テーマ	基本目標	環境配慮 (自治体別・主体別)
地域特性と自然環境を活かした潤いのあるまち・はまだ	地域の特性を活かした景観形成	快適環境 ① 景観 ② 水辺 ③ みどり ④ 歴史・文化
		自然環境 ① 自然財産、天然記念物 ② 野生動植物 ③ 森林・農地・漁場
	環境保全の人づくり・地域づくり	推進の方策 ① 市民運動 ② 学習と教育 ③ 助成と支援 ④ 助言と地域推進 ⑤ 情報の提供
	地球温暖化対策	地域環境 ① 地球温暖化 ② 酸性雨 ③ オゾン層の破壊 ④ 海洋汚染
	循環型社会の構築	生活環境 ① 廃棄物 ② 大気汚染 ③ 水質汚濁 ④ 騒音・振動 ⑤ 悪臭 ⑥ 土壌汚染 ⑦ 地盤沈下 ⑧ 有害化学物質 ⑨ 光害 ⑩ 愛玩動物

〔「浜田市環境基本計画」(浜田市、平成 22 年)より作成〕

## 2. 自然関係法令等

### (1) 自然保護関係

#### ① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲には「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）に基づく自然公園の指定はない。

#### ② 自然環境保全法に基づく保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）に基づく自然環境保全地域はない。

#### ③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

#### ④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

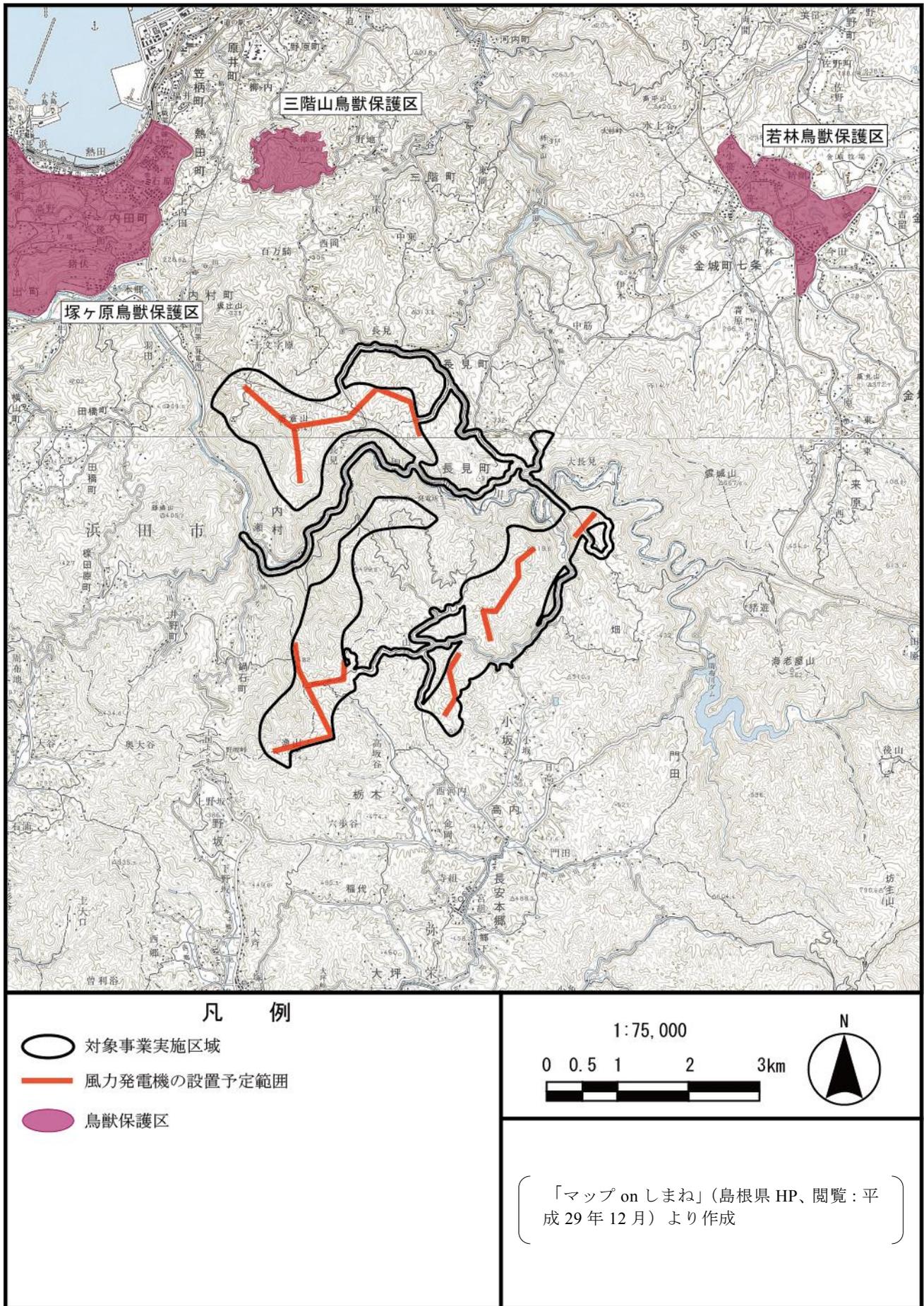
#### ⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づく鳥獣保護区については、第 3.2-40 表及び第 3.2-14 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に鳥獣保護区が分布している。

第 3.2-40 表 鳥獣保護区の指定状況

名 称	区 分	面 積 (ha)	期 限
若林鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	168	平成30年10月31日
三階山鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	85	平成38年10月31日
塚ヶ原鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	870	平成31年10月31日

「鳥獣保護区等の指定状況（平成 28 年度）」  
（鳥根県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成



第 3.2-14 図 鳥獣保護区等の指定状況

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づく湿地の区域はない。

## (2) 史跡・名勝・天然記念物

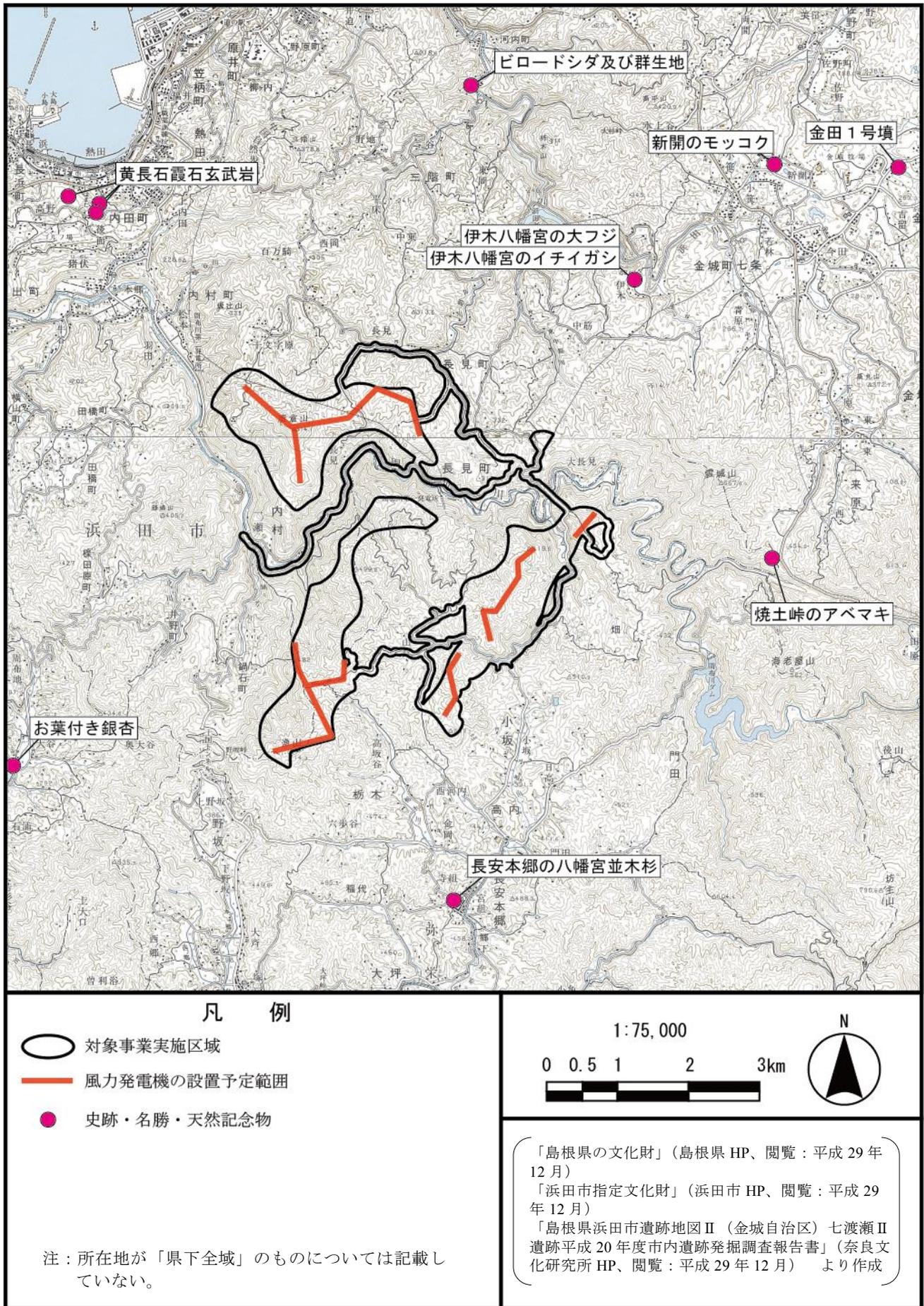
対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は第 3.2-41 表及び第 3.2-15 図のとおりである。対象事業実施区域には史跡・名勝・天然記念物は存在しない。

また、対象事業実施区域近傍における「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は第 3.2-42 表及び第 3.2-16 図のとおりである。

第 3.2-41 表 対象事業実施区域及びその周囲における  
史跡・名勝・天然記念物

指定区分	種類	名称	所在地
国	特別天然記念物	オオサンショウウオ	県下全域
	天然記念物	黒柏鷄、オジロワシ、カラスバト、ヒシクイ、マガン、ヤマネ	県下全域
県	天然記念物	いづもナンキン	県下全域
		黄長石霞石玄武岩	浜田市長浜町・熱田町・内田町
		長安本郷の八幡宮並木杉	浜田市弥栄町長安本郷
浜田市	史跡	金田 1 号墳	浜田市金城町下来原
	天然記念物	ビロードシダ及び群生地	浜田市河内町
		新開のモッコク	浜田市金城町七条イ 1035
		伊木八幡宮の大フジ	浜田市金城町七条ロ 415
		伊木八幡宮のイチイガシ	浜田市金城町七条ロ 415
		焼土峠のアベマキ	浜田市金城町上来原大草田
		お葉付き銀杏	浜田市三隅町井野ハ 782

「島根県の文化財」（島根県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）  
「浜田市指定文化財」（浜田市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）  
「島根県浜田市遺跡地図Ⅱ（金城自治区）七渡瀬Ⅱ遺跡平成 20 年度市内遺跡発掘調査報告書」（奈良文化研究所 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成



第 3.2-15 図 史跡・名勝・天然記念物の状況

第 3.2-42 表(1) 対象事業実施区域近傍における周知の埋蔵文化財

遺跡名	種別	所在地	時代	遺構
古城跡	城跡	浜田市三階		
羽田遺跡	散布地	浜市内田 羽田	弥生時代後期?	
唐金山鉦跡	製鉄遺跡	浜田市長見		
大長見鉦跡	製鉄遺跡	浜田市長見 1043		
柳木谷鉦跡	製鉄遺跡	浜田市長見 417	江戸時代・明治	左下屋敷、かじや屋敷跡、古文書
岡本窯跡	窯跡	浜田市長見 峠		
村田窯跡	窯跡	浜田市長見 峠	昭和	
長見鍛冶屋跡	製鉄遺跡	浜田市長見 755		
大平鉦跡	製鉄遺跡	浜田市長見 554		
大平鍛冶屋跡	製鉄遺跡	浜田市長見 555		
伊木鉦跡	製鉄遺跡	浜田市七条		
藤ヶ谷鉦跡	製鉄遺跡	浜田市七条 藤ヶ谷		
岡本窯跡	窯跡	浜田市七条青原	昭和45年まで?	12 房のうち 10 房が残る
角屋鉦跡	製鉄遺跡	浜田市七条		水溜用の堤防、用水路 4km
於局給	屋敷跡	浜田市七条		石垣、建物のカズラ石、庭園
今浦窯跡	窯跡	浜田市下来原		
馬場窯跡	窯跡	浜田市今田		
山根谷鉦跡	製鉄遺跡	浜田市七条		
吉ヶ原鉦跡	製鉄遺跡	浜田市七条		
上の谷鉦跡	製鉄遺跡	浜田市七条		
青原鉦跡	製鉄遺跡	浜田市下来原 清原		
木原谷鉄穴跡	製鉄遺跡	浜田市上来原		
雲城山城跡	城跡	浜田市上来原		
	城跡	浜田市長見	南北朝時代	郭、帯郭、井戸
上来原鉦跡	製鉄遺跡	浜田市上来原		
畑鉦跡	製鉄遺跡	浜田市栃木 畑		
猪遊鉦跡	製鉄遺跡	浜田市門田 猪遊		
火柱鉦跡	製鉄遺跡	浜田市長見		
大井谷鉦跡	製鉄遺跡	浜田市栃木 大井谷		
一の瀬鉦跡No.1	製鉄遺跡	浜田市鍋石	江戸時代	焼土
一の瀬鉦跡No.2	製鉄遺跡	浜田市鍋石 一の瀬		金屋子神を祀る社が残されている
一の瀬鉦跡No.3	製鉄遺跡	浜田市鍋石		
一の瀬鉦跡No.4	製鉄遺跡	浜田市鍋石		
鍋石鍛冶屋跡	製鉄遺跡	浜田市鍋石 505		
王城跡	城跡	浜田市井野		郭
	城跡	浜田市野坂		郭
猪股城跡	城跡	浜田市井野 大谷		
千穂山城跡	城跡	浜田市小坂 城山	室町時代	二段郭
日高城跡	城跡	浜田市高内		
奥の原古墳群	古墳	浜田市高内	古墳時代前期	半壊・宅地造成時に壺棺が露出
小坂日高城跡	城跡	浜田市高内		郭
小坂遺跡	散布地	浜田市小坂	弥生時代	
高源鉦跡	製鉄遺跡	浜田市門田 高源		

〔「マップ on しまね」(島根県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成〕

第 3.2-42 表 (2) 対象事業実施区域近傍における周知の埋蔵文化財

遺跡名	種別	所在地	時代	遺構
青尾鉦跡	製鉄遺跡	浜田市門田 猪遊		
遠越遺跡	横穴	浜田市高内	6C~7C 頃	
大前上経塚	経塚	浜田市栃木 大前上	安土桃山時代以前	平坦部径 16m、高さ 1m の円形状の土盛りがあり、さらに 2m 幅の平坦部があり、丘上に宝篋印塔片。
門田城跡	城跡	浜田市門田		
古城跡	城跡	浜田市門田		
明比谷鉦跡	製鉄遺跡	浜田市門田 明比谷		
天龍山城跡	城跡	浜田市栃木		
野坂城跡	城跡	浜田市野坂		郭、帯郭

〔「マップ on しまね」(島根県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成〕



### (3) 景観保全関係

#### ① 景観計画区域

対象事業実施区域及びその周囲の「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日）第 8 条の規定により定められた景観計画区域について、浜田市全域が景観計画区域に指定されている。

#### ② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）により指定された風致地区はない。

### (4) 国土防災関係

#### ① 森林法に基づく保安林

「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく保安林の指定状況は第 3.2-17 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林が存在している。

#### ② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日）に基づく砂防指定地は第 3.2-18 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に砂防指定地が存在している。

#### ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

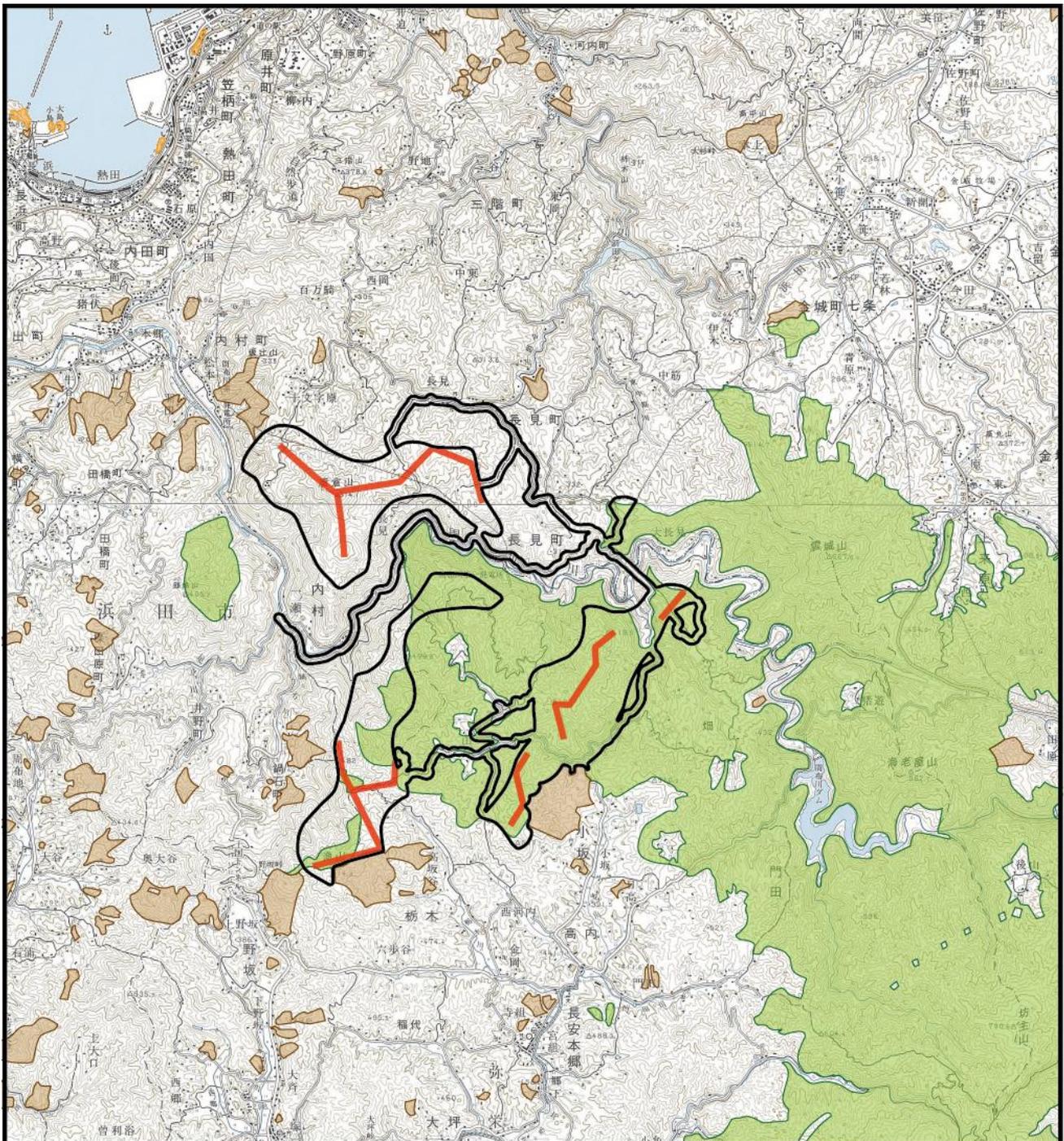
対象事業実施区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は第 3.2-18 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

#### ④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく地すべり防止区域は第 3.2-18 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に地すべり防止区域が存在している。

#### ⑤ 海岸法に基づく海岸保全区域

対象事業実施区域及びその周囲における「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく海岸保全区域は第 3.2-18 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に海岸保全区域が存在している。



凡 例

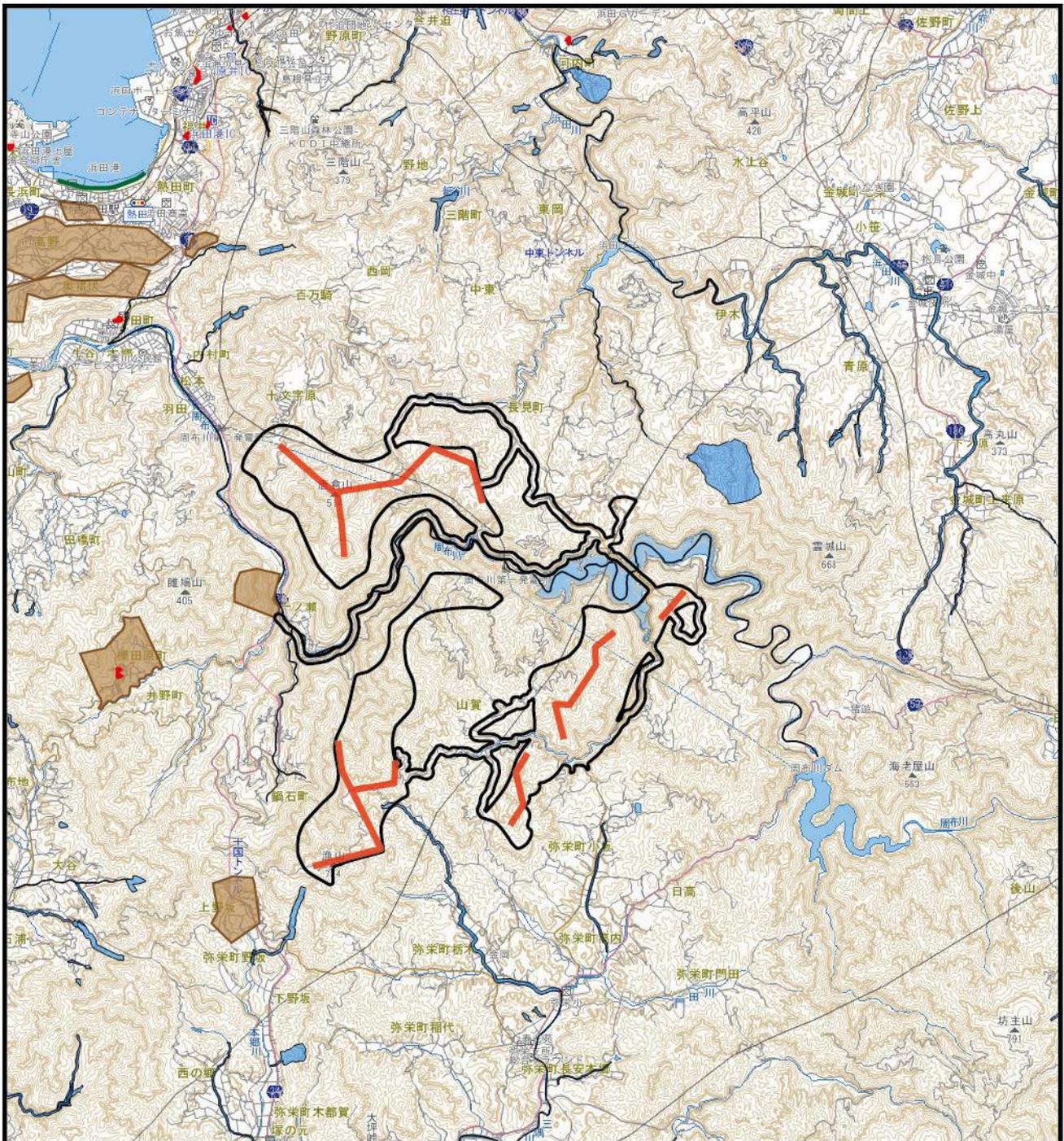
-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  水源涵養保安林
-  土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
-  その他

1:75,000



〔島根県西部農林振興センター林業部へのヒアリング（平成29年10月）より作成〕

第 3.2-17 図 保安林の指定状況



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  砂防指定地
-  急傾斜地崩壊危険区域
-  地すべり防止区域
-  海岸保全区域

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



「マップ on しまね」(島根県 HP、閲覧：平成  
29年12月)  
「島根沿岸海岸保全基本計画」(島根県、平成  
29年)

より作成

第 3.2-18 図 砂防指定地等の状況

### 3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると第3.2-43表のとおりである。

第3.2-43表 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無		
			浜田市	対象事業実施 区域及び その周囲	対象事業実施 区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	×
		農業地域	○	○	○
		森林地域	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	×
		公害防止計画	×	×	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	×
	振動規制法	規制地域	○	○	×
	水質汚濁防止法	指定地域	○	○	×
	悪臭防止法	規制地域	○	×	×
	土壤汚染対策法	指定区域	×	×	×
	工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×
		国定公園	○	×	×
		県立自然公園	○	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×
		県自然環境保全地域	○	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○*
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○*
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	×
	海岸法	海岸保全区域	○	○	×

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. ※は、所在地が島根県下一円（地域を定めず指定したもの）の種のための指定があることを示す。